

# 入札説明書

FAX（8台）の賃貸借等業務に係る入札公告（京都府教育委員会ホームページ上にて通知。以下「公告」という。）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 公告日

令和6年3月13日

## 2 契約担当者

京都府教育委員会教育長 前川 明範

## 3 担当組織

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府教育庁管理部総務企画課秘書調整係  
電話（075）414-5751 / FAX（075）414-5752

## 4 入札に関する事項

### (1) 業務の名称及び数量

FAX（8台）の賃貸借等業務

### (2) 仕様等

別添仕様書のとおり

### (3) 納入期限等

#### ア 機器の賃借期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

#### イ 機器の納入期限

令和6年4月12日（金）

### (4) 納入場所

別添仕様書に指示する場所

## 5 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

## 6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める、令和5年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指定競争入札）」の「物品（レンタル・リース）」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

(2) 6の(1)のアに定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請

書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (3) 4の(2)で示した物品と同種又は同規模の納入実績を有すると認められる者であること。
- (4) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
  - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - イ 審査基準日(申請書の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
  - ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
  - エ 契約の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者であり、適正な契約の履行が確保されない者であること。
  - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
    - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
    - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
    - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
    - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
    - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - カ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (5) 申請書の提出期間の最終日から入札までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 6 入札参加資格審査の申請手続

入札に参加を希望する者は、参加資格確認申請書(様式1)及び一般競争入札参加確認資料を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、そ

れに応じなければならない。

(1) 交付期間

令和6年3月13日（水）から令和6年3月21日（木）正午までとする。

(2) 入手方法

原則として、(1)の期間中に、京都府教育委員会ホームページからダウンロードすること。

なお、やむを得ず窓口交付を希望する場合、3の担当組織に問い合わせの上、次により入手すること。

(3) 確認申請書の提出方法等

ア 提出期間

6の(1)に同じ

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

提出場所あてに書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 物品関係競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 営業実績調書（様式3）

エ 取引使用印鑑届（様式4）

オ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（様式5）

(5) 資料の提出等

確認申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 参加資格を有する者の名簿への登載

審査の結果、参加資格があると認定された者は、4の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格者認定名簿に登載される。

8 参加資格結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和6年3月31日までとする。

## 10 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（7の名簿に登載されなかった者を除く。）は次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式7）により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

## 11 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6の(1)及び(2)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときには、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にするその同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（様式8。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証明する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

## 12 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を有しないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
  - ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した

- 者
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

### 13 仕様書に係る質問・回答について

#### (1) 質問書の提出

- ア 提出期間 6の(1)に同じ
- イ 提出方法 ファクシ番号送信（期限必着）により提出すること。
- ウ 提出先 3に同じ。
- エ 質問書は、別添質問書様式を使用すること。
- オ 宛先は、「京都府教育委員会教育長」とすること。
- カ 提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱う。

#### (2) 回答書の交付

- ア 令和6年3月22日（金）午後5時までに電子メールにより交付する。
- イ (2)のアの日時までに回答交付がない場合は、7の名簿に登載された者全員から質問事項がなかった旨お取り扱いください。

#### (3) 質問書及び回答書の扱い

- ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。
- イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

### 14 入札手続等

#### (1) 入札の日時及び場所等

- ア 日 時  
令和6年3月26日（火）午前10時30分
- イ 場 所  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府庁第3号館 6階 入札室

#### (2) 入札の方法

- ア 持参及び郵送によることとし、電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印をしておかななくてはならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表示に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「FAX（8台）の賃貸借等業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。  
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあつては、この限りではない。
- エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。  
なお、入札書の入札金額については、訂正できない。
- (4) 入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書及び仕様書、契約書案、その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明をもって異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札  
ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。  
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (9) 再度入札  
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。  
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (10) 入札の無効又は失格  
次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。  
なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。  
ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札  
ウ 委任状を持参しない代理人による入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札  
カ 同一人にして、同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

(11) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

また、落札者が決定通知のあった日から 5 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

15 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を、落札者から徴収する。

16 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 10 相当額の違約金を徴収する。

17 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に替えることができる。ただし、規則第 159 条第 2 項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

18 契約書作成の要否

要する。

19 その他

- (1) 1 から 19 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (3) 仕様書、契約書案、質問・回答等については、入札後速やかに返却すること。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合は、これを提示すること。